

亀田記念公園におけるキッチンカー等出店者募集要項

1. 目的

亀田記念公園を訪れる来園者へのサービス向上のため、試行的に亀田記念公園バス駐停車スペースにおけるキッチンカー等の出店者を募集する。

2. 概要

(1) 期間

4月1日から11月30日までとする。

営業は1ヶ月単位とするが、複数月営業を希望する場合は申込時に複数月を申請することができる。ただし、1回の申請で連続3ヶ月までとする。

(2) 営業時間

9時00分から17時00分までの間（営業時間とし、準備時間は除く）

※準備時間は8時以降とし、準備時間においてもこの要綱を遵守すること。

(3) 場所

亀田記念公園バス駐停車スペース（別図参照）

(4) 店舗範囲

1台・1区画約25.0㎡（幅5.0m×奥行5.0m）

(5) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、保健所で登別市内における営業の許可を受けたキッチンカーまたは自走式移動販売車等とする。

ただし、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、市が不適当と判断したものの販売は認められません。

また、近隣住宅地に煙や臭いが行き渡る可能性があるため、大量の煙などが屋外に発生する移動販売車はご遠慮いただく場合があります。

(6) 募集出店数

出店台数は最大8台（8区画）までとします。お申込みが8台に達した時点で受け付けを終了します。出店場所は受付順に選択できます。

また、1事業者原則1台（区画）までとします。

(7) 出店料

1区画 7,500円／月

（登別市都市公園条例に基づく使用料 25㎡×300円／㎡・月）

※出店料については許可の際に徴収することとし、既納の出店料は原則還付できません。

3. 応募資格

(1) 登別市内における営業を許可する営業許可書を有すること。

- (2) 食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有すること。
- (3) 食品賠償保険等に参加していること。
- (4) 納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (5) 迅速かつ具体的な連絡および調整が可能であること。
- (6) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者でないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に所属するものでないこと。

4. 応募申請方法

(1) 提出書類

亀田記念公園においてキッチンカー等による営業のため使用の許可を受けようとするときは、以下の書類を市長へ提出し、許可を受けなければならない。

- ①亀田記念公園キッチンカー等出店申込書
- ②行為許可申請書（第5条第1号様式）
- ③暴力団排除に関する誓約書
- ④販売品目が具体的にわかるメニュー表などの資料
- ⑤営業許可書の写し
- ⑥食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し
- ⑦食品賠償保険証等の写し
- ⑧キッチンカーの車検証の写し（必要に応じ）

(2) 受付期間

3月3日から10月31日までの開庁日（土・日・祝日を除く）の9時から17時までとする。

※新規事業者の受付けについては、営業希望日の1ヶ月前からとし、既に当公園で営業している事業者で営業期間終了後、更に継続して営業を希望する場合の受付けについては、営業希望日の15日前からとする。

(3) 申請書提出方法および提出先

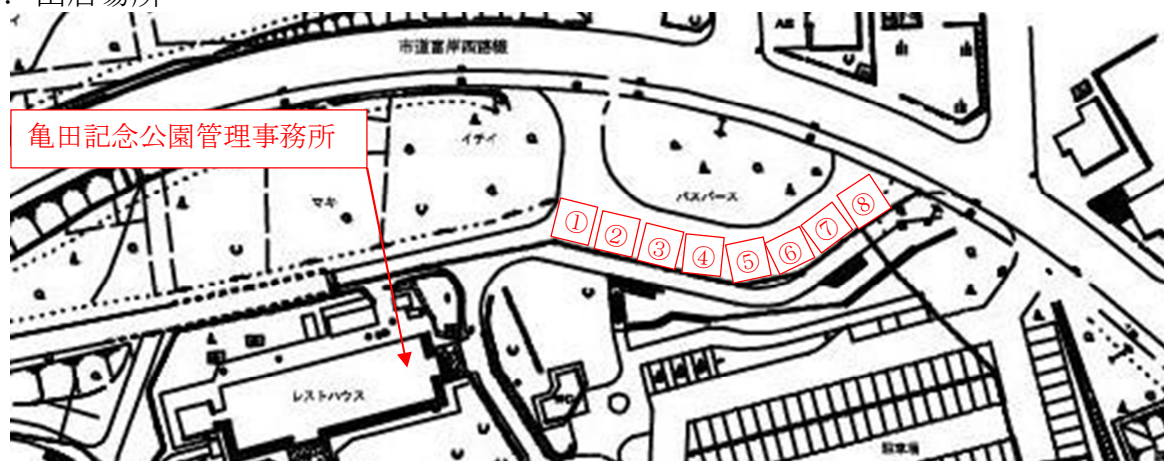
登別市都市整備部土木公園グループへ持参、郵送またはEメール（PDF 提出）で提出すること。

※書類が到着した日を申請受付日とする。

(4) 許可

出店の決定は行為許可書（第5条第2号様式）をメールもしくは郵送にて通知する。

5. 出店場所



6. 注意事項

- (1) 食品衛生上その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) キッチンカーで営業する場合は保健所より交付された許可済証（ステッカー）を営業する車に貼付すること。
- (3) 出店スペースに必ずゴミ箱を備え付け、ゴミ及び出店にあたって発生した排水は必ず持ち帰り、出店者の責任において処理すること。
- (4) 出店による事故・苦情等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来園者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (7) 出店開始時に亀田記念公園内管理事務所（指定管理者）へ必ず連絡すること。
また、雨天時等の出店判断は出店者自ら行い、出店を中止する場合は、亀田記念公園管理事務所（指定管理者）へ必ず連絡すること。
- (8) 公園内禁煙等、公園の使用に関するルールを遵守すること。
- (9) 荒天で事故の恐れがある場合、災害等による警報が発出される場合、その他違反行為が散見された場合は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。
- (10) 毎日営業時間終了後は、速やかにキッチンカー等を撤収（公園敷地外に移動）すること。営業日が連続する場合においてもその日の営業時間終了後は同様とします。
- (11) 出店にあたっては、登別市都市公園条例および同施行規則、その他関係法令を遵守し、また、公園内に限らずこの周辺に対しても道路法等、その他関係法令を遵守すること。
- (12) 今回の募集については試行的に実施するものであり、実施にあたり問題点等があった場合については要綱等を見直す場合があります。
- (13) 出店期間中の自己の責に帰すべき事由により生じた損害または過失に対して、市は責任を負わない。
- (14) 出店しない期間が1ヶ月以上連続する場合は、許可を取り消す場合があります。
- (15) この要項に従わない場合は、許可を取り消す場合があります。